

議案第 11 号

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年 2月26日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

令和7年10月1日より子ども医療対象の中学生の通院時における自己負担額を無料とすることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第403号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「第2条第3号イにある者の通院は、1月につき1,200円（ただし、自己負担額が1,200円に満たない額の場合は、当該額とする。）、同号ウ」を「第2条第3号ウ」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日前においても、改正後の太宰府市子ども医療費の支給に関する条例に規定する子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の規定は施行日以後の療養に係る医療費の支給について適用し、同日前の療養に係る医療費の支給については、なお従前の例による。